



Title	ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)の成立をめぐる国際政治過程 1950-51年 : 仏・米・西独関係を中心に
Author(s)	山本, 健
Citation	一橋法学, 1(2): 474-493
Issue Date	2002-06-30
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/8803">http://doi.org/10.15057/8803</a>
Right	

# ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）の成立を めぐる国際政治過程 1950—51年 ——仏・米・西独関係を中心に——

山 本 健\*

- I はじめに
- II シューマン・プラン
- III プレヴァン・プランの起源と非カルテル化
- IV スポフォード妥協案
- V アメリカ政府の介入と ECSC の成立
- VI おわりに

## I はじめに

1951年4月、今日のヨーロッパ連合（European Union：EU）に至る画期的な第一歩が踏み出された。ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community：ECSC）条約の調印である。ECSCは、1950年5月にフランスのシューマン外相（Robert Schuman）によって提唱された、いわゆるシューマン・プランが実現したものである。それは、「独仏和解」を唱え、両国間の戦争を不可能にするためにも、対立の火種となる重要な戦略物資である石炭・鉄鋼を超国家的権限を持つ「最高機関（High Authority）」の管理下におき、かつ石炭鉄鋼の共同市場を創設するという構想であった。

このヨーロッパ統合の黎明期に関する研究は、既に多数存在する。しかし、その全体像を描く試みが十分になされているとは言い難い。シューマン・プランを巡る交渉は、1950年6月に朝鮮戦争が勃発したことによって、西ドイツ再軍備問題が西側同盟内の重要課題として浮上していくのと同時に進められることとなった。だがフランス政府は、西ドイツの再軍備に強く反発し、対案としてプレヴァン・

---

\* 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程  
『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第2号2002年6月 ISSN 1347-0388

プランと呼ばれる統合ヨーロッパ軍創設構想を10月に提唱することになる。ここに、シューマン・プランとプレヴァン・プランという2つのヨーロッパ統合構想が、1950年秋以降平行して展開することになった。にもかかわらず、これまでの研究では、シューマン・プランとプレヴァン・プランは別々に分析がなされてきた<sup>1)</sup>。確かに、プレヴァン・プランの起源として、「プレヴァン・プランはシューマン・プランを救うために構想された」という重要な指摘が近年の先行業績においてなされている<sup>2)</sup>。だが、ECSC 成立過程におけるプレヴァン・プランの役割については、それ以上に掘り下げた分析がなされることはなかった。実際に、プレヴァン・プランは、シューマン・プランが実現される中で、どの様な影響を与えたのだろうか。

本稿の目的は、各国の外交政策を単に並列的に記述するのではなく、多国間関係のダイナミックな相互作用に焦点を合わせて ECSC 条約が調印に至る過程をより総体的に分析することにある。特に、従来注目されることの少なかった

- 
- 1) John Gillingham, *Cole, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955: The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge University Press, 1991, chap.5; Thomas Alan Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Harvard University Press, 1991, chap.7; François Duchêne, *Jean Monnet: the First Statesman of Interdependence*, W.W. Norton, 1994, chap.6; Gérard Bossuat, *La France, l'Aide Américaine et la Construction Européenne 1944-54*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1997, chap.20; A. W. Lovett, "The United States and the Schuman Plan. A Study in French Diplomacy 1950-1952," *The Historical Journal*, Vol.39, No.2, 1996; Ulrich Lappenkuper, "Der Schuman-Plan," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Bd.42, H.3, Juli 1994. ギリンガムは、シューマン・プラン成立過程における西ドイツ再軍備問題を重視しているものの、それはもっぱらアメリカ側からの視点であり、フランスの構想であるプレヴァン・プランを積極的に意義づける視点はない。またシュワーツは、プレヴァン・プラン及び西ドイツ再軍備問題を別の章において独立して扱っており、シューマン・プランの成立過程と関連づける試みはなされていない。デュッセン、ボシュアも同様である。
  - 2) シューマン・プランを救うためのプレヴァン・プランというテーゼを明確に打ち出しているのは、Philippe Vial, "Jean Monnet, un Père pour la CED?," in René Girault et Gérard Bossuat (dir.), *Europe brisée, Europe retrouvée: Nouvelles réflexions sur l'unité européenne au XXe siècle*, Publications de la Sorbonne, 1994. 細谷雄一「北大西洋条約の軍事機構化とドイツ再軍備問題、一九五〇年」『法学政治学論究』43号、1999年など。しかし、ECSCの成立過程に関する分析は、やはりない。

シューマン・プランとプレヴァン・プランの相互関係を考察することが本稿の課題であり、1950年代初頭におけるヨーロッパ統合の全体像を把握するための一助とすることを旨とするものである。

シューマン・プランは、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの賛同を得て、6月から6か国間でその実現を目指す交渉が開始された。当初、その交渉は秋までに終わり、シューマン・プランはECSC条約として調印されるであろうと考えられていた<sup>3)</sup>。しかし、その交渉は1951年3月まで長引く。その最大の要因は、西ドイツ石炭鉄鋼産業の非カルテル・集中化問題にあった。この問題を巡るフランスと西ドイツの対立はシューマン・プランを流産させかねない深刻な対立であった。この対立に決着をつけ、ECSC条約を調印に導いたのは、アメリカ政府の積極的介入であった。最終的にアメリカ政府が西ドイツを説き伏せたのである。この意味で、ECSCの成立にとってアメリカ政府の介入が重要であったことは多くの研究者が論じている<sup>4)</sup>。

なぜアメリカ政府は介入したのか。従来の研究では、アメリカ政府が自由市場経済を常に志向していたことから、それに反するカルテルに反対するために介入したことには疑念がもたれてこなかった。また、ヨーロッパ統合という構想をアメリカ政府が重要視していたことを分析の前提としたことから、アメリカ政府がその実現のために介入したことについてより深い考察がなされてこなかったといえよう<sup>5)</sup>。本稿は、ECSC成立に大きな影響を及ぼしたアメリカ政府の介入のより直接的な動機が、西ドイツ再軍備の早期実現にあったことを示す<sup>6)</sup>。さらに、

3) Lovett, *op. cit.*, p.432.

4) Schwartz, *op. cit.*, pp.186-9; Duchêne, *op. cit.*, pp.217-8; Bossuat, *op. cit.*, pp.771-2; Lovett, *op. cit.*, p.444; Lappenküper, *op. cit.*, p.432; Isabel Warner, *Steel and Sovereignty: the Deconcentration of the West German Steel Industry, 1949-54*, P. von Zabern, 1996, pp.22-42; Albert Diegmann, "American Deconcentration Policy in the Ruhr Coal Industry," in Jeffrey M. Diefendorf, Axel Frohn, Hermann-Josef Rupieper (eds.), *American Policy and the Reconstruction of West Germany, 1945-1955*, Cambridge University Press, 1993, pp.213-215.

5) 注4を参照のこと

6) 西ドイツ再軍備のために米国政府は介入したという点は、ギリンガムの見解と同様であり重要な分析であるが、彼は直接的なエヴィデンスを挙げて議論していない。Gillingham, *op. cit.*, p.262. むしろギリンガムの議論の焦点は、米国政府の介入の

フランス政府がプレヴァン・プランによって、そのアメリカの全面的支援を引き出したとの仮説を提示する。ECSC 成立過程の一側面として、プレヴァン・プランがアメリカの介入を引き出し、それがシューマン・プランを実現に導く大きな一要因となった、これが本稿の論旨である。以下、上記の仮説を念頭に置きつつ、1950年秋から条約調印までを中心に、経済問題と軍事問題が相互に関連しあった ECSC 成立過程の史的分析を試みたい。

## II シューマン・プラン

シューマン・プランは、当時フランス計画庁長官であったジャン・モネ (Jean Monnet) によって起草されたことはよく知られている。シューマン・プランの目的は、端的に言って、「独仏和解」と石炭の確保であった。冷戦の緊張が高まる中、西ドイツが西側同盟国として復興・独立していくのを前にして、フランスとしては西ドイツに一定の制約を課しつつも良好な関係を築いていくことが必要であった。他方で、歴史的にドイツの石炭に依存してきたフランスは、戦後復興およびフランス経済の近代化のためにも、ドイツからの石炭供給を確保することが必要不可欠であった。石炭鉄鋼の共同市場をつくり、そこに国家より上位の権限を持ち、石炭鉄鋼を管理する「最高機関 (High Authority)」を設置するというモネの構想は、この二つの目的の達成を狙ったものだったといえる<sup>7)</sup>。

ところで、石炭鉄鋼共同市場を創設する際、西ドイツ鉄鋼産業のカルテルが解体されることは、モネにとって重要な前提であった<sup>8)</sup>。というのも、非カルテ

---

動機が、西ドイツ政府が疑っていたような、イデオロギー的「カルテル嫌い」に由来するものではなかった、という点にある。こちらも参照されたい。

- 7) Duchêne, *op. cit.*, chap.6; Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe, 1945-51*, Methuen, 1984, chap.12; Frances M. B. Lynch, "The Role of Jean Monnet in Setting Up the European Coal and Steel Community," in Klaus Schwabe (Hrsg.), *Die Anfänge des Schuman Plans 1950/51*. Baden-Baden, 1988; Gérard Bossuat, *L'Europe des Français 1943-1959: La IVe République aux sources de l'Europe communautaire*, Université de Paris I Pantheon-Sorbonne, 1996, chap.6.
- 8) シューマン・プラン提出前の文書において、既にカルテルに対する懸念が示されている。Horst Möller und Klaus Hildebrand (Hrsg.), *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente 1949-1963, Band 2, Wirtschaft*, (以下、BDFD II), K・G・Saur, 1997, Dok.166.

ル・集中化政策が十分になされないまま石炭鉄鋼共同市場が発足すれば、その共同市場は、潜在的に圧倒的な競争力を持つ西ドイツのルール地域の石炭鉄鋼産業に支配されてしまうと認識されていたからである<sup>9)</sup>。モネは、フランスと西ドイツの鉄鋼産業が、共同市場において対等に競争できるようになることを目指していた。そしてそのような競争こそが、西ヨーロッパの経済復興及び発展に寄与すると考えられていたのであった<sup>10)</sup>。

ドイツ、第二次世界大戦の敗戦国は、戦後、米英仏ソ四か国によって分割占領状態にあった。そのドイツは、冷戦の東西対立の中、東西に分断された。1949年9月、米英仏は占領するドイツ西部を新たな国家として樹立させたのである。西ドイツは、しかしながら、依然として連合国による占領状態にあり、占領規約等によって再軍備禁止などの制約が課せられ、また占領当局である連合国のドイツ高等弁務官府が強力な権限を保持していた。西ドイツの初代首相となったアデナウアー (Konrad Adenauer) にとって当面の最重要政策目標は、これらの諸制約を取り除き、独立を完成することであったといえる。この様な目標設定を行ったアデナウアーの眼には、シューマン・プランが、「独仏和解」を通じて、西側の一員としての平等で独立した西ドイツの成立を促進する格好の機会を提供するものと映った。アデナウアーは、フランスの呼びかけに積極的に応えてゆくことになる<sup>11)</sup>。

しかしアデナウアー政権は、その発足直後から、連合国の主要な占領政策の一

- 
- 9) *BDFD II*, Dok.189; *Jean Monnet-Robert Schuman, Correspondence 1947-1953* (以下、*Monnet-Schuman Correspondance*), Lausanne: Fondation Jean Monnet pour l'Europe: Centre de recherches européennes, 1986, Doc.26.
- 10) しかしそのような競争は、西ドイツのみならず、競争力の低いフランスの鉄鋼業界にとっても厳しいものであり、モネは業界からの強い批判を受けていた。詳しくは、石井幸彦「シューマン・プランとフランス鉄工業 (一九五〇—一九五二年) —ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設」『土地制度史学』第140号、1993年。
- 11) Lappenküper, op. cit., pp.411-2; Hans-Peter Schwarz, *Konrad Adenauer: A German Politician and Statesman in a Period of War, Revolution and Reconstruction, Volume I, From the German Empire to the Federal Republic, 1876-1952*, Berghahn Books, 1995; Henning Köhler, *Adenauer: eine politische Biographie*, Propylaen, 1994; Hanns Jürgen Küsters, "West Germany's Foreign Policy in Western Europe, 1949-1958: The Art of the Possible," in Clements Wurm (ed.), *Western Europe and Germany: The Beginnings of European Integration 1945-1960*, Berg Publishers, 1995.

つであった西ドイツ産業の解体、非カルテル化政策に激しく抵抗していた。そのことは、非カルテル化を巡って、シューマン・プラン交渉が難航する要因が存在していたことを意味する。すなわち、シューマン・プランを実現させる過程において、より実動的な経済の利害対立を乗り越えなければならなかったのである。事実、特にルール地方の西独鉄鋼業界の強力な反発が、後に ECSC 成立交渉を危機に陥れることになるのである<sup>12)</sup>。

アメリカ政府にはシューマン・プランの発表当初、それがヨーロッパ規模の国際カルテルを生み出すとの懸念もあった<sup>13)</sup>。しかし、すぐに、西ヨーロッパの緊密な協調の枠組みを「独仏和解」を通じて提供するというシューマン・プランの効果を高く評価し、これを全面的に支持する決定をしてゆく<sup>14)</sup>。ただし、アメリカ政府はヨーロッパ自身のイニシアティブを重視し、アメリカの外圧が存在しているという外観が生ずるのを避けるために、シューマン・プラン交渉に対して「不介入政策」をとることになった<sup>15)</sup>。

シューマン・プランに賛同した六か国は、1950年6月24日から、モネを議長として、パリで交渉を開始した。しかし、まさにその翌日に朝鮮戦争が勃発し、これがシューマン・プラン交渉の行く末に大きな影響を与えることになる。

### Ⅲ プレヴァン・プランの起源と非カルテル化

東アジアにおける朝鮮戦争の勃発は、西ヨーロッパにおいても、東側の脅威に対抗するため防衛力の増強が急務であるとの認識を高めた。アメリカ政府内ではそのために西ドイツを再軍備し、西側防衛に貢献させることが不可欠であるとの認識が支配的になる。アメリカ政府は、その後、米軍の西ヨーロッパへのさらなるコミットメントと西ドイツ再軍備を「一括提案」とする政策方針を決定し、

---

12) *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS*) 1950,Ⅲ, pp.760-1; *Documents on British Policy Overseas, Series II, Volume I, The Schuman Plan, the Council of Europe and Western European Integration 1950-1952* (以下、*DBPO, II, I*), Doc.170; Schwartz, *op. cit.*, pp.190-1; Warner, *op. cit.*, p.18.

13) *FRUS* 1950,Ⅲ pp.694-5.

14) *Ibid.*, pp.696-7.

15) *Ibid.*, p.705, pp.714-5. ただし、アメリカ政府は駐仏大使館を通じて、背後でモネを支援していた。Gillingham, *op. cit.*, pp.259-60.

1950年9月12日よりニューヨークで開催された米英仏三国外相会議でそれを提示した<sup>16)</sup>。「一括提案」は、西ヨーロッパ諸国にとって、アメリカのさらなる軍事支援を得るためには西ドイツの再軍備を受け入れなければならないことを意味した。

西ドイツの軍事的貢献が必要とされるという新たな状況は、西ドイツの交渉の立場を強めることとなった。実際、夏期休暇の後、8月30日から再開されたシューマン・プラン交渉において西ドイツ代表の態度は硬化した<sup>17)</sup>。また、アデナウアー首相自身はシューマン・プランの実現が政治的に重要であると認識していたものの、特にシューマン・プランによって実際の影響を受けるルール地域の鉄鋼産業界は、一種の「シューマン・プラン不要論」さえ唱えるようになった<sup>18)</sup>。西ドイツに新たな制約を課すことになるシューマン・プランを受け入れなくとも、西ドイツは再軍備を通じて独立の完成を目指すことができる、そのように考えられたのである<sup>19)</sup>。

西ドイツの態度の硬化に直面したモネは、ニューヨークでの外相会議に出席中のシューマン外相へ相次いで公電および書簡を送った。その中でモネは、西ドイツ代表の態度の変化の理由を、西側がその安全保障を西ドイツの再軍備に頼るようになったためであると分析し、西ドイツ再軍備問題がシューマン・プラン交渉

---

16) *FRUS* 1950,Ⅲ, pp.273-8, 1191-1209; *British Policy Overseas, Series II, Volume III, German Rearmament September - December 1950*, (以下、*DBPO*,Ⅱ,Ⅲ), Doc. 18; Dean Acheson, *Present at the Creation*, Norton, 1970, pp.437-8. この「一括提案」に関する最新の研究は、Christopher Gehrz, "Dean Acheson, the JCS and the 'Single Package': American Policy on German Rearmament, 1950," *Diplomacy & Statecraft*, Vol.12, No.1, 2001.

17) *FRUS* 1950,Ⅲ, p.278; *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 10.

18) 10月に西独政府の内相となるレーア (Robert Lehr) の演説によって顕著に現れた。西ドイツ鉄鋼業界のスークスマンであったレーアは、フランスが戦争で得た経済的優位をシューマン・プランによって恒久化させてはならないと警告し、西ドイツはシューマン・プランを受け入れなくとも再軍備によって独立を達成できると主張していた。Jean Monnet, *Memoirs*, Doubleday & Company, 1978, p.147; Lovett, *op. cit.*, pp.443-4.

19) *FRUS* 1950,Ⅲ, pp.760-1. また、朝鮮戦争による鉄鋼ブームはこの感情を強めた。Werner, *op. cit.*, p.18.



に望ましくない影響を与えていることを訴えた<sup>20)</sup>。また、モネは「シューマン・プランの拡大によってドイツをヨーロッパに統合させる」ことによって西ドイツ再軍備問題を解決するという選択肢しかないことを暗に示した<sup>21)</sup>。そして九月末より、モネは、後にプレヴァン・プランと呼ばれるヨーロッパ軍創設構想の作成を開始したのである<sup>22)</sup>。

ところで、プレヴァン・プランの作成と時を同じくする、9月28日付けのカルテルに反対するモネのメモランダムが注目される<sup>23)</sup>。それはシューマン・プランの元来の構想に戻るよう主張したものであった。つまり、シューマン・プランの目的は石炭鉄鋼の共同市場を創設することによって競争を進展させることであり、カルテルの存在はそれに反するとして、「最高機関」が石炭鉄鋼企業の提携や合併を管轄できる権限を保有すべきことが主張されたのである。そして10月初めより、モネは、このメモランダムに基づき、ECSC条約にカルテルおよび集中を禁止する条項を盛り込むよう強く要求していくのである<sup>24)</sup>。これに対して、西ドイツ政府は、当然のことながら強く反発した。むしろ、既存の石炭鉄鋼カルテルを維持することは、シューマン・プラン交渉に臨む西ドイツ代表の目標の一つですらあったのである<sup>25)</sup>。

非カルテル化はもともと連合国の占領政策の一つであり、特に戦前のナチス政権とその軍拡を支えたドイツの巨大コンツェルンを中心に大企業を解体し、経済面におけるドイツの戦争遂行能力を奪うことが目的であった。連合国の占領法令27号として知られるこの非カルテル化政策は、次第に三つの具体的な標的に収斂

---

20) *BDFD I*, Dok. 56; *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 10. 西ドイツの態度の変化については、*FRUS* 1950, III, pp.748-752; *DBPO*, II, I, Doc.170においても報告されている。

21) *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 11; Monnet, *op. cit.*, pp.342-343.

22) Monnet, *op. cit.*, pp.344-5; Vial, *op. cit.*, p.219.

23) Gillingham, *op. cit.*, p.256; 小島健 「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の誕生 ―ベルギーの対応と中心として―」『土地制度史学』第134号、1992年、9頁。

24) Gillingham, *op. cit.*, p.246; Düchene, *op. cit.*, p.213; Richard T. Griffiths, "The Schumann Plan Negotiations: The Economic Clauses," in Klaus Schwabe (Hrsg.), *Die Anfänge des Schuman Plans 1950/51*, Baden-Baden, 1989, p.62.

25) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland* (以下、*AAPD*), 1949/50, Dok.79. またベルギー代表も強く反発した。小島、前掲論文。

されていく。一つは、ルールの大鉄鋼企業の分割である。二つは、その鉄鋼企業がルールの炭坑を所有・管理すること（結合経済；Verbundwirtschaft）を禁止もしくは制限することである。鉄鋼企業が炭坑を所有すれば、石炭の市場価格に左右されることなく、また市場において石炭が不足しているときも安定した供給を維持することができ、きわめて強い競争力を確保できてしまうからである。そして三つは、ルール地方の石炭販売を一手に独占していたドイツ石炭販売(DKV; Deutscher Kohlenverkauf)を解体することであった<sup>26)</sup>。

西ドイツ政府は一貫してこの連合国の解体政策に抵抗していた。というのも西ドイツの経済復興のために、競争力のある企業が存続することは不可欠だったからである。1950年9月21日に、連合国ドイツ高等弁務官府は、法令第27号に基づき、ルール地域の6大鉄鋼企業の分割、再編を指令した<sup>27)</sup>。しかし、アデナウアー西独首相はそれに強力に反対した。23日の連合国のドイツ高等弁務官との会談で、アデナウアーはこのような法令が西ドイツ政府に何ら相談されることなく施行されたことに強い不満を述べ、これによってシューマン・プランの成功が危うくなり、西ドイツ代表をパリの交渉の席から呼び戻すことが必要となるかもし

26) ただし、米英仏連合国間で見解の不一致があった。結合経済に関しては、イギリスと特にフランスがその廃止を強く主張したのに対し、アメリカは経済効率の観点から寛容であった。DKVに関しては、アメリカがそれはカルテルであるとして断固として解体を主張したのに対し、イギリスとフランスはその存続を望んでいた。この連合国内の対立が、非カルテル化政策の具体的進展を妨げていたのである。連合国の非カルテル化政策に関しては、以下の文献が詳しい。Warner, *op. cit.*; Diegmann, *op. cit.*; Gillingham, *op. cit.*; Lovett, *op. cit.*

27) Beate Ruhm von Oppen (ed.), *Documents on Germany under Occupation, 1945-1954*, London, 1955, pp.513-7. 六大鉄鋼企業とは、合同製鋼 (Vereinigte Stahlwerke A.G.)、クレックナー (Klöckner-Werke A.G.)、クルップ (Fried. Krupp)、マンネスマン (Mannesmannröhren-Werke)、ヘッシュ (Hoesch A. G.)、グーテホフnungスヒュッテ (Guttehoffnungshütte)。この時期に連合国の非カルテル化政策が具体化し、進展を見せたのは、西ドイツ再軍備の問題が9月のニューヨークでの外相会談で表面化したことを受け、西ドイツのパワーが増大することをフランス政府が懸念したからであるといわれる。John Gillingham, "Die französische Ruhrpolitik und die Ursprünge des Schuman-Plans," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Bd.35, H.1, 1987, p.20; Klaus Schwabe, "»Ein Akt konstruktiver Staatskunst« - die USA und die Anfänge des Schuman-Plans," in Klaus Schwabe (Hrsg.), *Die Anfänge des Schuman Plans 1950/51*, Baden-Baden, 1989. p.324; Lappenküper, *op. cit.*, p.429.

れないとまで警告したのであった<sup>28)</sup>。

上記のカルテルへの反対を主張するモネのメモランダムが作成されたのは、その数日後である。そして、シューマン・プラン条約に反カルテル条項を盛り込むことを主張したモネの狙いは、連合国の非カルテル化に関する権限を、ECSCの超国家的制度である「最高機関」へと移譲させるものであったと考えられる。すなわち、連合国の占領政策によって西ドイツ石炭鉄鋼産業のカルテルを解体し、占領終了後も ECSC 条約によってカルテルの復活を監視しようとしたのであった<sup>29)</sup>。そして、以下に詳述するように、プレヴァン・プラン作成時にモネが非カルテル化の問題を重視していたことは、プレヴァン・プランの解釈にとって重要な意味を持つのである。

反カルテルを主張する9月28日のモネのメモランダムと平行して作成されたプレヴァン・プランの骨子は、10月14日、モネからシューマン外相へ、次の三点として伝えられた。第一に、「ヨーロッパと平和のために、ドイツ国家軍 (national army) の再建には断固として反対する」。第二に、軍事領域におけるドイツ問題の解決は、「石炭鉄鋼共同体と同じ精神において、そして同じ手段によって」模索される。つまり、超国家的なヨーロッパ軍を創設し、ドイツ人部隊をそこに組み入れる。そして第三に、このヨーロッパ軍構想の実現は、ECSC条約が調印されるまで延期する<sup>30)</sup>。「この最後の点が極めて重要であった」とモネは回顧している<sup>31)</sup>。すなわち、モネにとって重要だったのは、西ドイツ再軍備問題をヨーロッパ軍という枠組みの中に封じるのみならず、ECSC条約調印後にヨーロッパ軍を創設するとの条件をつけることによって、事実上、シューマン・プランの実現前に西ドイツ再軍備は認めないということだったのである。

---

28) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland* Band 1, Adenauer und Hohen Kommissare 1949-1951, Dok. 17. さらに28日にも、今度はモネに対して、アデナウアーは「ドイツの平等を約束しているシューマン・プランと、連合国のドイツ産業再編の計画は全く相容れない」とのメッセージを送った。 *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 13.

29) Gillingham, *op. cit.*, pp.266-8; Griffiths, *op. cit.*, p.63. また、非カルテル・集中化条項があることによって、ECSCは石炭鉄鋼の国際カルテルではないことを明確にすることもできた。

30) *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 14.

31) *Monnet, op. cit.*, pp.345-6.

なぜモネは、あえてシューマン・プランの実現を西ドイツ再軍備の前提としたのか。モネは、西ドイツがシューマン・プランに関する交渉と西ドイツ再軍備に関する交渉の「二つのテーブル」でプレーし、西ドイツにとって有利となるようにゲームを進めようとしているという認識を持っていた<sup>32)</sup>。このことは、モネ自身もその「二つのテーブル」の両方に対応する必要があると考えていたことを意味しよう。

加えて、シューマン・プラン交渉において反カルテルを主張したモネは、しかしながら、その問題を巡って交渉が難航することを正確に予期していたことが重要である<sup>33)</sup>。上述の通り、実際に西ドイツ政府は、すでに連合国の非カルテル化政策に対して激しい反発を見せていた。西ドイツ再軍備が不可避とされ、西ドイツの立場が強まる中で、ヨーロッパ軍創設構想においてシューマン・プランの実現をその前提条件としたことは、単に西ドイツ再軍備を先延ばしするためというよりも、むしろ逆境の中で非カルテル化を実現させるための圧力でもあったと考えられる。換言すれば、モネは、プレヴァン・プランとシューマン・プランをリンクさせることによって、非カルテル化が実現された上での ECSC の成立とヨーロッパ軍の中の西ドイツの再軍備を、いわばトレード・オフの関係にしようとして試みたのだといえよう。モネは、側近に対して露骨に「ECSC を救うために、私は EDC を発明した」と繰り返していたという<sup>34)</sup>。しかし ECSC が救われるためには、非カルテル化の実現が重要だったのである<sup>35)</sup>。

---

32) *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 14. この書簡がシューマンに送られた前日、モネは、シューマン・プラン交渉の西ドイツ代表ハルシュタイン (Walter Hallstein) から、西ドイツ政府が ECSC 条約に調印する条件として、占領規約が廃棄され、西ドイツが独立することを要求する書簡を受け取っていた。*BDFD I*, Dok. 57. 西ドイツが「二つのテーブル」でプレーしているとは、このハルシュタインの書簡を受けての言及である。

33) *FRUS* 1950, III, pp.760-1.

34) Vial, *op. cit.*, p.229.

35) モネは、シューマンに、「非カルテル化と集中化について効果的な手段がとられなければ、シューマン・プランを実施することは不可能である」と伝えている。*Correspondance*, Doc. 26.

#### IV スポフォード妥協案

では、シューマン・プランとプレヴァン・プランをリンクさせるというモネの試みは成功したのだろうか。1950年10月24日、フランスのプレヴァン首相(René Pleven)は、国民議会の場でプレヴァン・プランを発表した<sup>36)</sup>。注目すべきは、そのプレヴァン・プランの中で示されたシューマン・プランとの結びつきを、アデナウアー西独首相と、特にヨーロッパ駐在の米政府高官たちが明確に認識していた点である。アデナウアーは、プレヴァン・プランによって、ECSC条約の調印が西ドイツ再軍備の前提条件とされたことを西ドイツへの圧力であると正確に認識し、また再軍備の実現を遅らせることになるとして、プレヴァン・プランを否定的に受け取っていた<sup>37)</sup>。

さらに重要なのは、アメリカ政府が西ドイツ再軍備の問題とシューマン・プランとの関連についてしっかりと注目していた点である。ポーレン駐仏米代理大使(Charles E. Bohlen)は、プレヴァン・プラン発表の翌日に公電を本国に送り、モネがカルテルの問題を重視し、かつその問題でバリ会議が難航することが予想される中で、シューマン・プランが西ドイツ再軍備の犠牲となる可能性があることを警告した<sup>38)</sup>。それはプレヴァン・プランが、ドイツ軍の復活に対する懸念だけでなく、シューマン・プランの実現をも憂慮された上で打ち出された構想であることに注意を促すものであった。この公電を受けたダグラス駐英大使(Lewis Douglas)も本国に公電を送り、「プレヴァン・プランの交渉とシューマン・プランを引き離すよう試みなければならない」との見解を示した<sup>39)</sup>。この

---

36) 注32で示したハルシュタインの書簡は、プレヴァンとシューマンが、フランス政府の政策としてモネの構想を受け入れた重要なきっかけであった。Monnet, *op. cit.*, pp.346-7.

37) *BDFD* I, Dok. 114; また *DBPO*, II, III, Doc. 81, fn.5も参照。10月30日にアデナウアーがフランスのフランソワ・ポンセ高等弁務官(André François-Poncet)とプレヴァン・プランについて会談した際にも、シューマン・プランと西ドイツのヨーロッパ防衛参加のリンクを批判したのであった。*DBPO*, II, III, Doc.96, fn.3.

38) *FRUS* 1950, III, pp.760-1.

39) *FRUS* 1950, III, pp.412-5. 加えて、マックロイ駐西独高等弁務官(John J. McCloy)も、ヨーロッパ軍を創設する前にシューマン・プランが調印されていなければならないという条件に対して強い不満を抱いていた。*DBPO*, II, I, Doc.336, fn.2.

ように、アメリカ政府は、プレヴァン・プランとシューマン・プランが関連していることを明確に認識するとともに、その繋がりを否定的に捉えていたのである。そのような認識は、次に述べるスポフォード妥協案に反映されることになる。

ヨーロッパ軍を創設するという構想は、NATO 諸国間では、その軍事的有効性について懐疑的に受け止められ、また西ドイツ再軍備に対する遅延策と見なされた。しかしフランス政府はヨーロッパ軍創設構想に固執し、西ドイツ再軍備問題は行き詰まりを見せる<sup>40)</sup>。この膠着状態を打開するため、アメリカ政府が妥協案を示した。11月20日に NATO 常駐代表委員会で提出された、いわゆるスポフォード妥協案がそれである<sup>41)</sup>。それは、長期的にはフランス政府が独自にヨーロッパ軍創設を目指す一方で、それが実現するまでの暫定期間に、NATO 内で一定の制約が課せられた西ドイツ再軍備を認めるという折衷案であった。その背後には、しかし、もしヨーロッパ軍創設という困難な構想が頓挫したならば、ドイツ人部隊を直接 NATO 軍に組み込み、通常西ドイツ再軍備を達成すればよいという含意があった<sup>42)</sup>。

このスポフォード妥協案の目的は、西ドイツ再軍備問題とヨーロッパ軍創設の間のリンケージを断ち切ることにあったことは明らかである。既成事実として、一定の制限を設けつつも西ドイツ再軍備を成立させてしまい、ヨーロッパ軍創設の問題はフランス政府に預けてしまうことで、その問題に拘束されずに西ドイツの軍事的貢献を得ることを狙ったものだからである。またさらに、西ドイツ再軍備とヨーロッパ軍創設とを切り離すことによって、シューマン・プランの成立がヨーロッパ軍創設の前提条件であるというプレヴァン・プランの内容も骨抜きにするものでもあった。というも、暫定的なドイツ人部隊の創設が認められてしまうため、西ドイツ再軍備問題がシューマン・プランの成否とは無関係になるからである。

フランス政府はこのスポフォード案の持つ意味を正確に理解していた。フラン

---

40) *FRUS* 1950, III, pp.404-6, 410-2, 415-23.

41) スポフォード妥協案の名称は、スポフォード NATO 常駐アメリカ代表 (Charles Spofford) の名にちなんでいる。

42) *FRUS* 1950, III, pp.457-460, 471-2.

ス側にしてみれば、ヨーロッパ軍の中でのみ西ドイツ再軍備が認められるとすることによってヨーロッパ軍の実現可能性が出てくるのであった。既成事実として暫定的な西ドイツ再軍備が先行してしまえば、ヨーロッパ軍の軍事的有効性に不信感を抱くフランス以外の国が積極的にプレヴァン・プランを実現させようとするインセンティブを失ってしまうことは明らかであった。フランス政府内では、スポフォード妥協案を受け入れることは、事実上プレヴァン・プランを放棄することを意味すると考えられていたのである<sup>43)</sup>。

しかし、11月29日のアチソン米国務長官の書簡がフランス政府に最終的な決断を迫る。事実上の最後通牒だとされたシューマン仏外相へのその書簡では、スポフォード妥協案の受諾が強く要請されると同時に、アメリカ政府はヨーロッパ統合を支持していることが繰り返し強調されていた<sup>44)</sup>。

この最後通牒を受け、12月6日、フランス政府の閣議が開かれ、スポフォード案を巡って「第四共和制の歴史の中で最も劇的な外交政策論争」が繰り広げられた<sup>45)</sup>。プレヴァン首相とシューマン外相はアチソンの書簡によって、スポフォード妥協案受け入れに傾く一方、特にヨーロッパ統合に積極的であった社会党の閣僚が強く反対し、もしヨーロッパ軍構想が放棄されれば辞職すると迫った。最終的に閣議は、「フランスはスポフォード案を受け入れる、しかしヨーロッパの計画、すなわちプレヴァン・プランとシューマン・プランの実行を断念しない」という苦肉の折衷案を採択した<sup>46)</sup>。スポフォード案の受諾は、フランス政府にとってまさに苦渋の選択だったのである。

スポフォード妥協案によって、西ドイツ再軍備とプレヴァン・プランの繋がりは断られた。それは、シューマン・プランと西ドイツ再軍備をトレードオフの関係にするモネの試みの挫折を意味した。シューマン・プランの進展と関わりなく、西ドイツ再軍備が認められることになったからである。とはいえ、プレヴァン・

---

43) *Ibid.*, pp.482-5; Jules Moch, *Histoire du Réarmement Allemand depuis 1950*, Robert Laffont, 1965, p.240.

44) *FRUS* 1950, III, pp.496-9.

45) David Clay Large, *Germans to the Front: West German Rearmament in the Adenauer Era*, University of North Carolina Press, 1996, pp.96-7.

46) Moch, *op. cit.*, pp.240-4.

プランによって、フランス政府は、西ドイツ再軍備の前提としてシューマン・プランの実現を重視していることをアメリカ政府に認識させた。さらに、スポフォード妥協案受諾に際しても、アチソン國務長官から、アメリカ政府のヨーロッパ統合支持の言質を勝ち取ったのである。それは、アメリカ政府がシューマン・プランに積極的に関わっていく重要な背景要因を形成していった。そして、次に述べるように、西ドイツ政府の再軍備問題に対する態度が、モネのプレヴァン・プランに託した思惑を復活させることになる。

## V アメリカ政府の介入と ECSC の成立

スポフォード妥協案は、12月18日のブリュッセル NATO 理事会において承認されることになる。しかし、すでにその一週間前に、アデナウアー西独首相はスポフォード案の拒否を表明していた。一定の制約をかけた上での再軍備という点が、西ドイツに対して差別的だったからである<sup>47)</sup>。アデナウアーは、11日、インタビューの中で、より平等な扱いを求めて、西ドイツに再軍備に関する交渉の余地を与えるよう要求したのである<sup>48)</sup>。アデナウアーはすでに10月の時点で、旧ドイツ軍将校を集め、極秘の内に独自の再軍備計画を作成していた。この計画は「ヒンメロード覚書」と呼ばれ、そこでは具体的な軍備計画と共に、西ドイツが西側防衛に貢献する条件は、他国と対等な立場で参加することであり、ひいては西ドイツが独立国家となることが強調されていた<sup>49)</sup>。西ドイツの独立を再軍備問題をも利用して達成しようとしたアデナウアーには、暫定的で差別的な西ドイツ再軍備案であるスポフォード妥協案をそのまま受け入れるわけにはいかなかったのであろう。

- 
- 47) ドイツ人部隊へのセーフガードは、①重武装を認めない、②'combat team' と呼ばれる師団よりも小さな単位で構成され、他国の軍隊の中に組み込まれる、③ NATO 軍全体の中で、ドイツ軍は20%を超えない、④ドイツ人の幕僚および国防大臣は認められない、というものであった。
- 48) DBPO, II, III, Doc. 135; Konrad Adenauer, *Memoirs, 1945-53*, H. Regnery, 1966, p.307. フランス政府は12月6日にスポフォード妥協案の受け入れと共に、その内容を公表し、この取り決めがあくまでもヨーロッパ軍創設までの暫定的な措置であることを強調した。AAPD49/50, Dok.158, Anm.12.
- 49) Large, *op. cit.*, pp.97-103; 岩間陽子『ドイツ再軍備』中公叢書、1993年、115-9頁。



従って、西ドイツ再軍備の実現は、この西ドイツ政府の態度によってより困難になったといえよう。対等な立場を求めるアデナウアーの要求は、再軍備実現のために、ようやく合意にたどり着いたスポフォード妥協案よりも、さらにいっそうの譲歩をフランスに迫らなければならないことを意味したからである<sup>50)</sup>。フランスからさらなる譲歩を引き出すために、アメリカ政府はシューマン・プランの実現が不可欠であると考えた。ドイツ高等弁務官アメリカ代表のマックロイ(John J. McCloy)は次のように語っている。

アメリカ政府は、遅滞なくシューマン・プランが調印されるために、可能なことをすべてすべきであると強く感じていた。これは、フランスが、(中略)、ドイツの防衛貢献に関する現在の反対の態度を見直すことになるならば、必要なことであった<sup>51)</sup>。

実際、アデナウアーがスポフォード妥協案の拒否を表明した数日後、西ドイツ再軍備に関する英米間の協議(15日)の中で、アメリカ政府は、西ドイツ政府に対してシューマン・プランに合意するよう圧力をかけるという方針を明らかにしているのである<sup>52)</sup>。このようなアメリカの方針は、プレヴァン・プランによってフランス政府が示した、シューマン・プランの実現が西ドイツ再軍備の前提であるとの立場を反映したものだといえよう。

そのシューマン・プランであるが、12月初頭、モネは再び、非カルテル及び反集中化条項(60条・61条)のECSC条約への挿入を主張した<sup>53)</sup>。これに反発し

---

50) 西ドイツ再軍備に関する米英仏連合軍と西ドイツ政府との間の交渉は、1951年初頭より、ボンのペーターズベルクにおいて開始される。そこで、西ドイツ政府は、西ドイツの軍事的貢献に対して、平等の扱いと西ドイツの独立を求めたため、事実上の挫折で終わっている。FRUS 1951,Ⅲ, pp.990-1047, Schwartz, *op. cit.*, pp.211-216; Large, *op. cit.*, pp.118-121. 逆に、西ドイツ再軍備と西ドイツの独立を両立させるために、ヨーロッパ軍創設という構想が重視されるようになるのである。FRUS 1950,Ⅲ, pp.801-852; Schwartz, *op. cit.*, pp.216-232; 岩間、前掲書、126-134頁。

51) DBPO, II, I, Doc. 223, p.420.

52) DBPO, II,Ⅲ, Doc. 139.

53) Gillingham, *op. cit.*, p.268

た西ドイツ政府は、パリ会議の休会を要請する。法令27号に基づく連合国の非カルテル化政策の問題に決着が付くまで ECSC 条約には調印しない、これが西ドイツ政府の方針だったからである<sup>54)</sup>。シューマン・プラン交渉は17日に休会となる。非カルテル化条項を盛り込むか否かが最後に残された重要な懸案事項となっていたシューマン・プランの行方は、連合国の非カルテル化政策の結果次第となった。

他方、アメリカ・フランス両政府は、19日、連合国の非カルテル化政策である法令27号の実行がシューマン・プラン実現の前提であることで結束する。そこでは、ドイツ石炭販売 (DKV) の分割、鉄鋼企業の炭鉱所有は最小限に止めることなどが合意された。それに加え、最も重要な点として、アメリカ政府がイニシアティブを取って西ドイツと直接交渉することが取り決められたのである<sup>55)</sup>。当初、シューマン・プランへの「不介入政策」を立てていたはずのアメリカ政府は、西ドイツ再軍備の早期実現のため、非カルテル化の問題についてフランスを全面的に支持する形で積極的に介入することを決定したのである。そしてこのアメリカ政府の介入により、シューマン・プラン実現への道が開かれることになる。

アメリカ政府と西ドイツ政府の間の法令27号に関する直接交渉は翌1951年1月から開始されるが、それはきわめて難航した。西ドイツ側の強硬な態度の背後には、ルール地方の鉄鋼業界の強い圧力があったからである<sup>56)</sup>。さらに、西ドイツの労働組合もドイツ石炭販売 (DKV) の解体に激しく抵抗していた<sup>57)</sup>。野党の社会民主党 (SPD) がシューマン・プランそのものに反対している中で、経済界および労組の支持なくして、シューマン・プランを連邦議会で通すことは極めて困難な状況だったのである。

2月12日に、マックロイからアデナウアー首相に対して法令第27号の執行に関する妥協案が提示された。その内容は、①シューマン・プランの二つの反カルテル条項に「過度の」集中に反対するという言葉を挿入する。②各鉄鋼企業はその

54) *BDFD* II, Dok.189; *FRUS* 1951, IV, Doc.43.

55) *Monnet-Schuman Correspondance*, Doc. 22.

56) *AAPD* 1951, Dok.10; *DBPO*, II, I, Doc. 199, fn.3; Gillingham, *op. cit.*, p.277; Schwartz, *op. cit.*, pp.190-1; Duchêne, *op. cit.*, p.218; Lovett, *op. cit.*, p.450.

57) *DBPO*, II, I, Doc.210, 223.

所有炭坑から必要な石炭量の75%を使用できる。残りは開かれた石炭市場から購入しなければならない。③ドイツ石炭販売 (DKV) の存続に反対するが、その解体までの移行期間を認めるというものであった<sup>58)</sup>。17日、マックロイはアデナウアーと直接会談をするが、アデナウアーの返答は強硬なルール地域の鉄鋼業界の見解そのままであった。アデナウアーは経済界に対する彼の立場の弱さを訴えるが、マックロイは「もしシューマン・プランが失敗したら、ドイツは深刻で著しい後退を被るであろう」と応えた<sup>59)</sup>。マックロイにとって、これが譲歩できる最終案であった。

3月2日、再びマックロイと直接会談する中で、ついにアデナウアー自身は2月12日のマックロイの妥協案を受け入れる。しかし、アデナウアーはマックロイ直接労働組合やルールの業界を説得するよう依頼した<sup>60)</sup>。もはやこの時点ではアデナウアーは、国内関係者への彼自らの説得に限界を感じていたのであろう。このアデナウアーの依頼を受けて、3月初頭、マックロイは労働組合(3日)とルールの石炭業界・鉄鋼業界(7日)と直接交渉し、両者を説き伏せた<sup>61)</sup>。その結果、3月14日、西ドイツ政府は正式に連合国の非カルテル化政策を承認し、また条約へ非カルテル・集中化条項を盛り込むことも、アデナウアーは受け入れたのであった<sup>62)</sup>。その後すぐに、西ドイツ代表ハルシュタイン (Walter Hallstein) がパリへ送られ、19日、シューマン・プラン条約は仮調印された。こうして、一ヶ月後の4月18日、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体条約(パリ条約)は正式に調印されるに至ったのである。

## VI おわりに

シューマン・プランをめぐる交渉は、朝鮮戦争の勃発によって冷戦の緊張が極

---

58) AAPD 1951, Dok.29, Anm.3.

59) FRUS 1951, IV, Doc. 45; AAPD 1951, Dok.29, Anm.4.

60) FRUS 1951, IV, Doc. 47; DBPO, II, I, Doc. 223.

61) FRUS 1951, IV, Doc. 49; DBPO, II, I, Doc. 223.

62) 3月14日の法令27号に関する合意は、①西ドイツの12の主要鉄鋼企業を24に分割、②1952年10月1日までに、ドイツ石炭販売(DKV)は6つの販売会社へ分割・解体、③11の鉄鋼企業のみが炭鉱所有をみとめられ、どれも必要石炭量の75%に制限される、となった。

度に高まった時期に展開した。緊張が高まるにつれて、西ドイツの軍事的貢献が西側防衛にとって必要であるとされる中、それを嫌うフランス政府はヨーロッパ軍創設構想であるプレヴァン・プランを打ち出す。だがそれは、単に西ドイツの再軍備をヨーロッパ軍の枠組みに封じ込めるだけが目的ではなかった。プレヴァン・プランは、西ドイツが再軍備される前提として、シューマン・プランの成立を要求するものでもあったのである。そして、フランス政府にとっては、西ドイツの石炭鉄鋼カルテルが十分に制限されてはじめて、シューマン・プランが意味を持つのであった。

西ドイツ再軍備を重視するアメリカ政府は、当初の方針を翻し、シューマン・プラン実現のために介入する。懸案の非カルテル化の問題について、アメリカ政府がイニシアティブを取って、西ドイツ政府に圧力をかけたのである。シューマン・プランを実現させることによって、西ドイツ再軍備へのフランスの支持を得やすくする、これが、アメリカ政府が介入を決定したより直接的な動機であった。そしてアメリカ政府の介入が、ECSC条約の調印へと導いたのであった。

ところで、西ドイツ再軍備の実現のために、シューマン・プランの成立が前提条件であるとのロジックを提示したのはプレヴァン・プランであった。そして、アメリカ政府の高官たちは、そのようなプレヴァン・プランとシューマン・プランのつながりを、またモネが非カルテル化の問題を懸念していることを明確に認識していたのである。当初介入に消極的であったアメリカ政府は、最終的に、非カルテルの問題に関して、フランス側を全面的に支持する形で介入したのである。だとすると、アメリカ政府の積極的介入を引き出したのはプレヴァン・プランであったといえるのではないか。周知の通り、プレヴァン・プラン自体は、1952年5月にヨーロッパ防衛共同体(EDC)条約として調印までは至るものの、1954年8月、フランスの国民議会においてその批准を阻まれ、統合ヨーロッパ軍が実現されることはなかった。しかしながら、上記の議論が妥当ならば、プレヴァン・プランは、シューマン・プランが反カルテル条項を備えた上でECSC条約として実現していく過程において重要な役割を果たしたといえよう。

ヨーロッパ統合の歴史は、繰り返しその政治的意義が唱えられるものの、やはり経済問題を中心に展開し、紆余曲折を経ながらも発展してきた。しかしその

ヨーロッパ統合の黎明期は、冷戦の緊張の高まりの中、経済問題と軍事問題が、そして「独仏和解」という政治的意義がきわめて密接に関連し合っていた特異な時期であった。そのような特異な時期の中から、ヨーロッパ統合は重要な一步を踏み出したのである。したがって、ヨーロッパ統合史研究は、その1940年代後半から50年代前半にかけての起源期を正確に理解しようとするならば、政治・経済・軍事をより総合的に分析した多国間関係史としてその全体像を捉えようとする試みがなされなければならないであろう。